

認可地縁団体制度の手引き

～自治会等の法人化について～

(令和6年2月作成)



猪名川町

目次

1 認可地縁団体について.....	1
(1)地縁による団体とは	1
(2)認可地縁団体とは.....	1
(3)認可制度の目的	1
(4)法人格を得るための町長の認可	1
(5)対象団体	2
(6)認可の要件	2
2 認可申請手続き	4
(1)認可申請手続きの流れ	4
(2)認可申請に必要な書類	5
3 認可後の地縁団体.....	6
(1)認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明	6
(2)認可地縁団体の証明書	6
(3)告示事項を変更した場合	7
(4)規約を変更した場合.....	7
(5)財産目録の作成と備え置き	8
(6)構成員名簿の備え置き	8
(7)総会の開催	9
4 認可地縁団体の各種税金	10
5 認可の取り消しと解散.....	11
(1)認可の取り消し.....	11
(2)解散.....	11

6 認可地縁団体同士の合併	14
(1)合併の総会決議	14
(2)合併の認可申請に必要な書類	14
(3)合併後の地縁団体の認可	16
(4)合併に係る債権者保護手続	16
(5)債権者保護手続終了の届出	16
(6)合併の告示	16
7 認可地縁団体が所有する不動産登記の特例	19
(1)特例制度を受けるための要件	19
(2)特例制度申請手続きの流れ	20
(3)特例制度申請に必要な書類	21
(4)公告に関する異議申し立て	22

<様式集および参考例>

○認可申請書(第十八条関係)	23
○規約(参考例)	24
○総会議事録(参考例)	31
○構成員の名簿(参考例)	32
○地縁による団体の代表者の承諾書	33
○代理人の有無を記載した書類	34
○裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について記載した書類	35
○認可地縁団体印鑑登録申請書	36
○認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	37
○地縁による団体認可台帳(写)交付請求書	38
○告示事項変更届出書	39

○規約変更認可申請書	40
○規約変更の内容及び理由を記載した書類(参考例)	41
○認可地縁団体解散届出書	42
○認可地縁団体清算終了届出書	43
○認可申請書(第十八条の二関係)	44
○合併に係る債権者保護手続終了届出書	45
○所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	46
○申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	47

<要綱>

○猪名川町認可地縁団体印鑑要綱	48
-----------------------	----

<参考>

○地方自治法抜粋	52
○地方自治法施行規則抜粋	65

1 認可地縁団体について

(1) 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）を指し、自治会等がこれに当たります。

(2) 認可地縁団体とは

一定の要件を満たし、町の認可を受け、法人格を得た「地縁による団体」のことを指します。

(3) 認可制度の目的

従来、自治会等が保有する集会施設や土地などの財産管理については、自治会等の団体名義で登記ができませんでした。このことから、かつては「代表者の個人名義」や「複数人の住民名義」で登記するほかなく、資産管理の面で次のような様々な問題が生じる恐れがありました。

＜代表者等の個人名義・複数人名義での登記によって発生する問題＞

- ・登記名義人の債権者が、不動産を差し押さえてしまった。
- ・登記名義人の死亡後、相続人との間でトラブルが生じた。
- ・複数人名義での登記のため、登記名義人が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。

上記のような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会等は、一定の要件を満たすことで法人格を取得できるようになり、自治会等の名義で不動産登記が可能となりました。

(4) 法人格を得るための町長の認可

地縁による団体は、町長の認可により法人格を得ることとなります。

町長が認可を行った場合には、その旨が告示され、第三者に対しても、法人格を得たことを対抗できることとなります。

また、自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、町の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有すことはありません。（地方自治法第260条の2第6項）

(5) 対象団体

自治会等の地域的な共同活動を行っている「地縁による団体」を対象としています。地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、次のような団体は対象となりません。

<認可されない団体例>

- 特定の目的の活動のみを行う団体
(同好会、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体等)
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
(老人会や子ども会(年齢の制限)、女性団体(性別の制限)等)

(6) 認可の要件

認可の要件は、次の4つの要件(目的、区域、構成員、規約)すべてを満たすこととされています。(地方自治法第260条の2第2項)

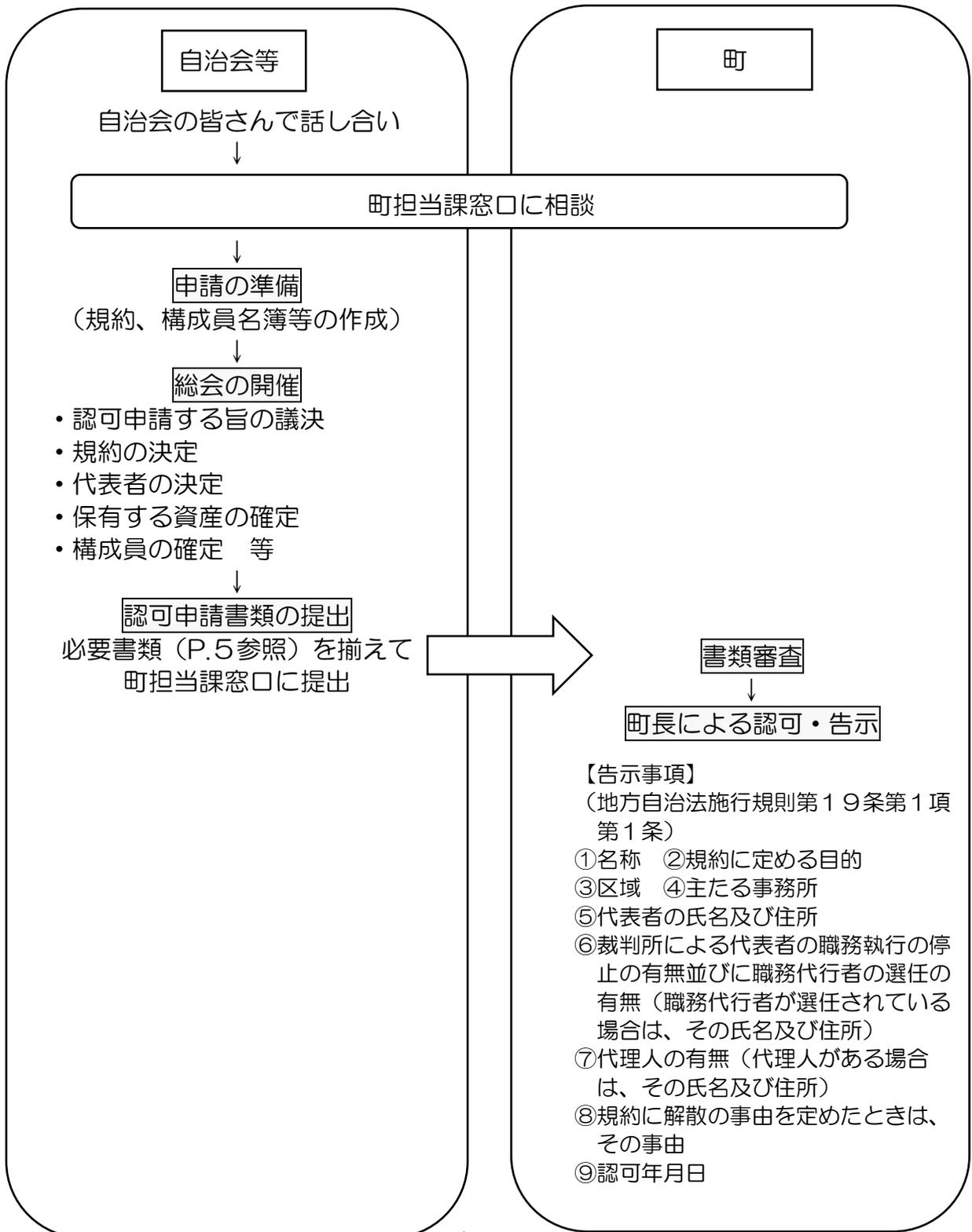
なお、以前は、地縁による団体が現に不動産等を「保有している」もしくは「保有する予定がある」ことが認可の前提でしたが、令和3年5月に地方自治法の一部が改正され、不動産等の保有(予定)の有無にかかわらず、認可を受けることが可能となりました。(令和3年11月26日施行)

項目	要件
目的	<p>その地域の良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。</p> <p>「地域的な共同活動」とは、回覧板等での住民相互の連絡、清掃等の美化活動、集会所の維持管理、防災・防犯活動、盆踊り等の親睦行事など、一般的な自治会等活動を指します。 ⇒団体の目的が特定の分野のみである場合は対象外。 また、「現にその活動を行っている」と認める場合には、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。</p>

項目	要件
区域	<p>地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番等による区域が画されているなど、当該自治会員等のみならず町内の他の住民にとっても容易に区域・範囲が認識できる状態にあるという意味です。</p>
構成員	<p>地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数（区域の住民の過半数）の者が現に構成員となっていること。</p> <p>区域に住所を有するすべての住民が構成員となることができる旨を規約に明記する必要があります。年齢・性別・国籍等の条件を付けることや、「世帯」を単位とすることは認められません。</p>
規約	<p>規約を定めていること。</p> <p>規約には、次の事項を必ず定める必要があります。 （地方自治法第260条の2第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

2 認可申請手続き

(1) 認可申請手続きの流れ



(2) 認可申請に必要な書類（地方自治法施行規則第18条第1項）

※認可申請を行うことについて自治会等内でよく話し合ってください、事前に町担当課窓口までご相談ください。

①認可申請書（様式：P.23）

②規約（参考例：P.24～30）

規約には、P.3に記載の事項について定める必要があります。

③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

（参考例：P.31）

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写し

※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

④構成員の名簿（参考例：P.32）

地縁による団体に加入している構成員全員の住所・氏名が記載されているもの。

なお、構成員は世帯主のみならず世帯員も名簿に記載する必要があり、未成年の氏名も記載が必要です。

⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業報告書（総会資料等）

⑥申請者が代表者であることを証する書類

・代表者選任についての記載がある議事録の写し

※上記③に、代表者選任の記録があるか確認してください。

・地縁による団体の代表者の承諾書（様式：P.33）

※代表者（＝申請者）の署名又は記名押印のあるもの。

⑦代理人の有無を記載した書類（様式：P.34）

⑧裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について記載した書類

（様式：P.35）

3 認可後の地縁団体

(1) 認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明

不動産登記など、団体の「印鑑登録証明書」が必要となる場合がありますので、必要に応じ印鑑登録を行ってください。

なお、印鑑登録手続き及び印鑑登録証明書の交付申請ができるのは、団体の代表者本人です。代理人等による申請の場合は、委任の旨を証する書類が必要です。

【印鑑登録手続き】

○必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書（様式：P.36）
- ・代表者の方個人の実印（町に印鑑登録されたもの）
- ・代表者の方個人の印鑑登録証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
- ・登録する団体印（猪名川町認可地縁団体印鑑要綱第4条）



※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体の印鑑登録はできません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- ・その他町長が登録する印鑑として適当でないと認めるもの

【印鑑登録証明書交付申請】

○必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式：P.37）
- ・登録した団体の印鑑
- ・交付手数料（1通300円）

(2) 認可地縁団体の証明書

町では、認可手続き完了後に「地縁団体台帳」を整備します。団体が不動産登記申請等をする場合には、この地縁団体台帳の写しが必要となります。

※不動産登記手続きについては、法務局にお問い合わせください。

【地縁団体台帳の写しの交付請求】

○必要なもの

- ・地縁による団体認可台帳（写）交付請求書（様式：P.38）
- ・交付手数料（1通300円）

(3) 告示事項を変更した場合（地方自治法第260条の2第11項）

認可地縁団体が告示された事項を変更した場合は、「告示事項変更届出書」を町担当課窓口へ提出してください。届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り効力がないため、その変更について第三者に対抗することはできません。

特に、代表者の変更が多いと思われませんが、代表者の変更の都度、届出が必要となりますのでご注意ください。

(4) 規約を変更した場合（地方自治法第260条の3第2項）

規約を変更した場合も、町に申請し、認可を受ける必要があります。

変更の内容	提出書類
○代表者の氏名・住所	<ul style="list-style-type: none">告示事項変更届出書（様式：P.39）変更があった旨を証する書類（総会資料及び総会議事録の写し） ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。地縁による団体の代表者の承諾書（様式：P.33） ※代表者（＝申請者）の署名又は記名押印のあるもの。
○代理人の有無 ○裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 並びに職務代行者の選任の有無	<ul style="list-style-type: none">告示事項変更届出書（様式：P.39）変更があった旨を証する書類代理人の有無を記載した書類（様式：P.34）裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について記載した書類（様式：P.35）
○規約	<ul style="list-style-type: none">規約変更認可申請書（様式：P.40）規約変更の内容及び理由を記載した書類（地方自治法施行規則第22条）（参考例：P.41）変更後の規約規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会資料及び総会議事録の写しなど）（地方自治法施行規則第22条） ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

変更の内容	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ○団体の名称 ○規約に定める目的 ○区域 ○主たる事務所の所在地 ○規約に定める解散の事由 	<ul style="list-style-type: none"> • 規約変更認可申請書（様式：P.40） • 規約変更の内容及び理由を記載した書類（作成例：P.41） • 改正後の規約 • 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会資料及び総会議事録の写しなど） ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。 • 区域を示した図面（区域変更の場合） <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>規約変更の 認可後</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> • 告示事項変更届出書（様式：P.39） • 変更があった旨を証する書類（総会資料及び総会議事録の写し） ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。 • 改正後の規約 • 区域を示した図面（区域変更の場合）

（５）財産目録の作成と備え置き（地方自治法第260条の4第1項）

毎年1月から3月までの間又は毎事業年度の終了時に財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

（６）構成員名簿の備え置き（地方自治法第260条の4第2項）

構成員名簿を主たる事務所に備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

（ただし、町への報告、提出は必要ありません。）

(7) 総会の開催（地方自治法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

なお、書面表決又はメール等電磁的方法での表決も可能です。

（電磁的方法による表決を可能とするためには、規約の改正や総会の決議が必要です。）

※地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、「電磁的方法」により表決ができるものとされました。（令和3年9月1日施行）
（地方自治法第260条の18第3項）

※地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。
（令和4年8月20日施行）
（地方自治法第260条の19の2）

「電磁的方法」による表決の例・・・

電子メールなどによる送信・Webサイト・アプリケーションを利用した表決・情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法 等

4 認可地縁団体の各種税金

認可地縁団体の税金の取り扱いについては以下のとおりです。

認可を受けた地縁による団体は法人格を有するため、役場税務課・伊丹県税事務所・伊丹税務署（税務署は収益事業を行う場合のみ）にそれぞれ法人設立の届出が必要となります。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

また、減免措置を受けるための申請手続き等についても各窓口を確認してください。

税の種類		認可地縁団体		お問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
町税	法人町民税	均等割のみ課税 ※申請により減免	均等割・法人税割 ともに課税	役場税務課 電話：072-766-8702
	固定資産税	課税 ※減免できる場合あり		
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※申請により減免	均等割・法人税割 ともに課税	伊丹県税事務所 課税第1課 電話：072-785-7454
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 ※減免できる場合あり		伊丹県税事務所 課税第2課 電話：072-785-7455
国税	法人税	非課税	課税	伊丹税務署 電話：072-779-6121
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税	神戸地方法務局 伊丹支局 電話：072-779-3451

収益事業を行っている認可地縁団体については、役場税務課、伊丹県税事務所、伊丹税務署に申告が必要です。「収益事業」については伊丹税務署に確認してください。

5 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になった場合、町長は認可を取り消すことがあります。

- 認可要件（P.2～3）のうち、いずれかを欠くこととなったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。

- 規約で定めた解散事由の発生
- 破産手続き開始の決定
- 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取り消し
- 総会による解散の決議（下記参照）
- 構成員が欠けたこと
- 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

◆総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、総会での解散の決議が必要です。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の同意を、それ以外の場合は構成員総数の4分の3以上の同意を得る必要があります。

（地方自治法第260条の21）

この総会では、以下の事項について決定する必要があります。

- 解散することについての意思決定
- 清算人（もしくは清算人の選任）
※基本的には認可地縁団体の代表者が清算人になりますが、規約に特別の定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。（地方自治法第260条の24）
- 残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）
※基本的に、残余財産は破産手続き開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属となります。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と町長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のためにその財産を処分することができます。これらの手続きで処分されない財産は、町に帰属することになります。（地方自治法第260条の31）

◆解散届出

総会での解散決議後、清算人は速やかに解散届出の手続きを行ってください。
この届出により町は解散の告示を行います。

○必要なもの

- ・認可地縁団体解散届出書（様式：P.42）
- ・総会議事録の写し（解散の承認を受けたことが記載されたもの）
※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

◆解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。
詳細については、P.10の窓口までお問い合わせください。

◆解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任後遅滞なく、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。

（地方自治法第260条の28第1項）

なお、公告の方法は官報の掲載によって行うことが義務付けられています。

（地方自治法第260条の28第4項）

法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料等の詳細は、以下にお問い合わせください。

【兵庫県官報販売所】

住所：兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目4番3号

電話：078-341-0637

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推測される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。

（地方自治法第260条の28第3項）

※地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数が3回以上から1回に変更となりました。

（令和4年8月20日施行）

（地方自治法第260条の28）

◆団体の閉鎖（清算）事務

解散から団体の閉鎖までは「清算期間」と呼ばれ、少なくとも解散の公告（官報掲載）から2ヵ月以上が必要です。この2ヵ月間は債権申出期間を兼ねています。（地方自治法第260条の28）

なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが完了するまで、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に、団体が行っていた現務の結了、債権の取り立て及び債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い（地方自治法第260条の27）、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の事務が完了したら、再度総会を開催し、以下の内容について承認を得ます。

- ・団体の財産や負債について
- ・清算終了の決議（清算結了）

なお、清算の手続きについては団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うことになっています。（地方自治法第260条の32）

◆清算結了届出

総会での清算結了後、清算人は清算結了届出の手続きが必要です。（地方自治法第260条の33）この届出により町は清算結了の告示を行い、これにより認可地縁団体の解散手続きが完了します。

○必要なもの

- ・認可地縁団体清算結了届出書（様式：P.43）
- ・総会議事録の写し（清算結了の承認を受けたことが記載されたもの）
※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

6 認可地縁団体同士の合併

全国的に、人口減少・少子高齢化が進み、認可地縁団体においても構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が多数発生しており、従来に比べて認可地縁団体の合併のニーズは高まっています。

このような状況から、地方自治法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

（地方自治法第260条の38から地方自治法第260条の45）

合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、P.2「（6）認可の要件」を満たしていなければなりません。

改正前は合併の規定がなく、「権利義務について個別に承継が必要となり煩雑」、「解散に伴う清算手続が負担」といった声が上がられていましたが、改正後、「合併後存続する認可地縁団体」または「合併により設立した認可地縁団体」は、「合併により消滅した認可地縁団体」の一切の権利義務を承継できるようになり、清算手続等の事務負担も軽減されるようになりました。

法人の合併方法としては、一般的に「吸収合併」と「新設合併」の2つがあります。

吸収合併	合併をする団体のうち一つの団体を除く全ての団体が消滅する合併 ⇒「合併後存続する団体」と「合併により消滅する団体」
新設合併	合併を行う団体全てが消滅し、この合併により新しい団体が設立する ⇒「合併により設立する団体」と「合併により消滅する団体」

「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れについては、P.17～18のフロー図をご参照ください。

（1）合併の総会決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において合併の認可を申請することについての決議が必要となります。（総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）

吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、併せて規約変更を総会で議決する必要があります。

（2）合併の認可申請に必要な書類

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、次に掲げる書類を揃える必要があります。（地方自治法施行規則第18条の2第1項）

なお、吸収合併の場合、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と併せて規約変更の認可申請も必要となります。（地方自治法施行規則第22条）

①認可申請書（様式：P.44）

②合併後の認可地縁団体の規約（参考例：P.24～30）

規約には、P.3に記載の事項について定める必要があります。

③認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類（参考例：P.31）

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録の写しで、議事録には、「合併の認可申請を行うこと」を総会で決議した内容が記載されている必要があります。

※議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることも必要です。

※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

④合併後の認可地縁団体の構成員の名簿（参考例：P.32）

構成員全員の氏名・住所が記載されているもの。

⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

（例）

- ・合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
- ・合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録

⑥合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑦申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

- ・地縁による団体の代表者の承諾書（様式：P.33）

※各認可地縁団体の代表者に就任（代表者を変更）時に作成している書類です。

⑧代理人の有無を記載した書類（様式：P.34）

⑨裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について記載した書類（様式：P.35）

(3) 合併後の地縁団体の認可

町長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可をします。

(4) 合併に係る債権者保護手続（地方自治法第260条の40～41）

合併の認可を受けた地縁団体は、認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（2か月以上）内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

※債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。

※債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等をしなければなりません。

(5) 債権者保護手続終了の届出（地方自治法施行規則第22条の2の3）

(4)の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して届出書（様式：P.45）に、別添書類（参照：P.45）を添えて、届け出ください。

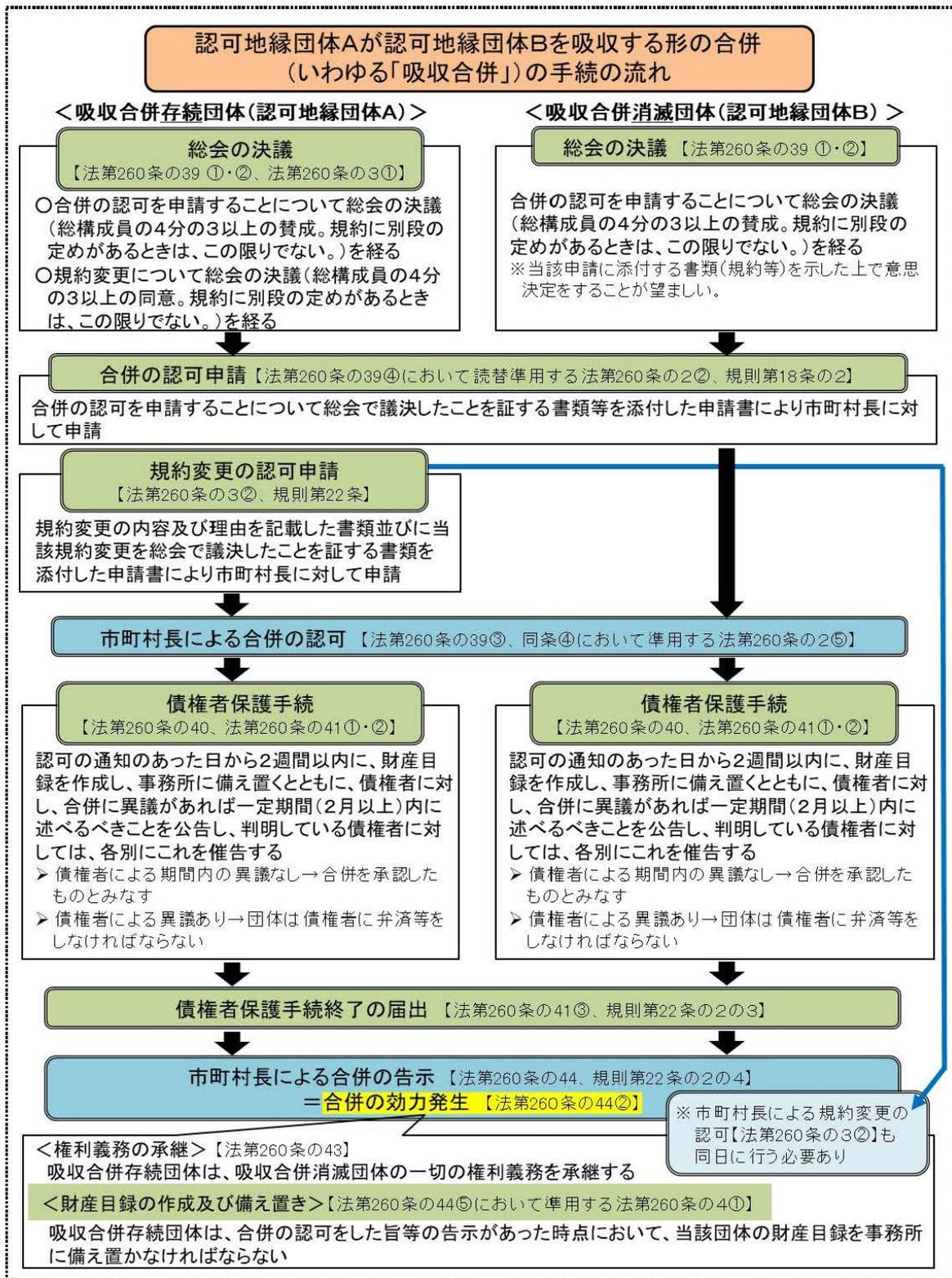
(6) 合併の告示

町長は、届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し、地縁団体台帳に記載します。合併の認可を受けても告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。

【参考】令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを
設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手の流れ

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(* 選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したもののみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したもののみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】

=合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

7 認可地縁団体が所有する不動産登記の特例

地縁による団体が認可を受けて法人格を取得し、不動産登記ができるようになってからも、当該不動産における名義人が複雑で、相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合、すべての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、登記の申請をすることができないという問題がありました。

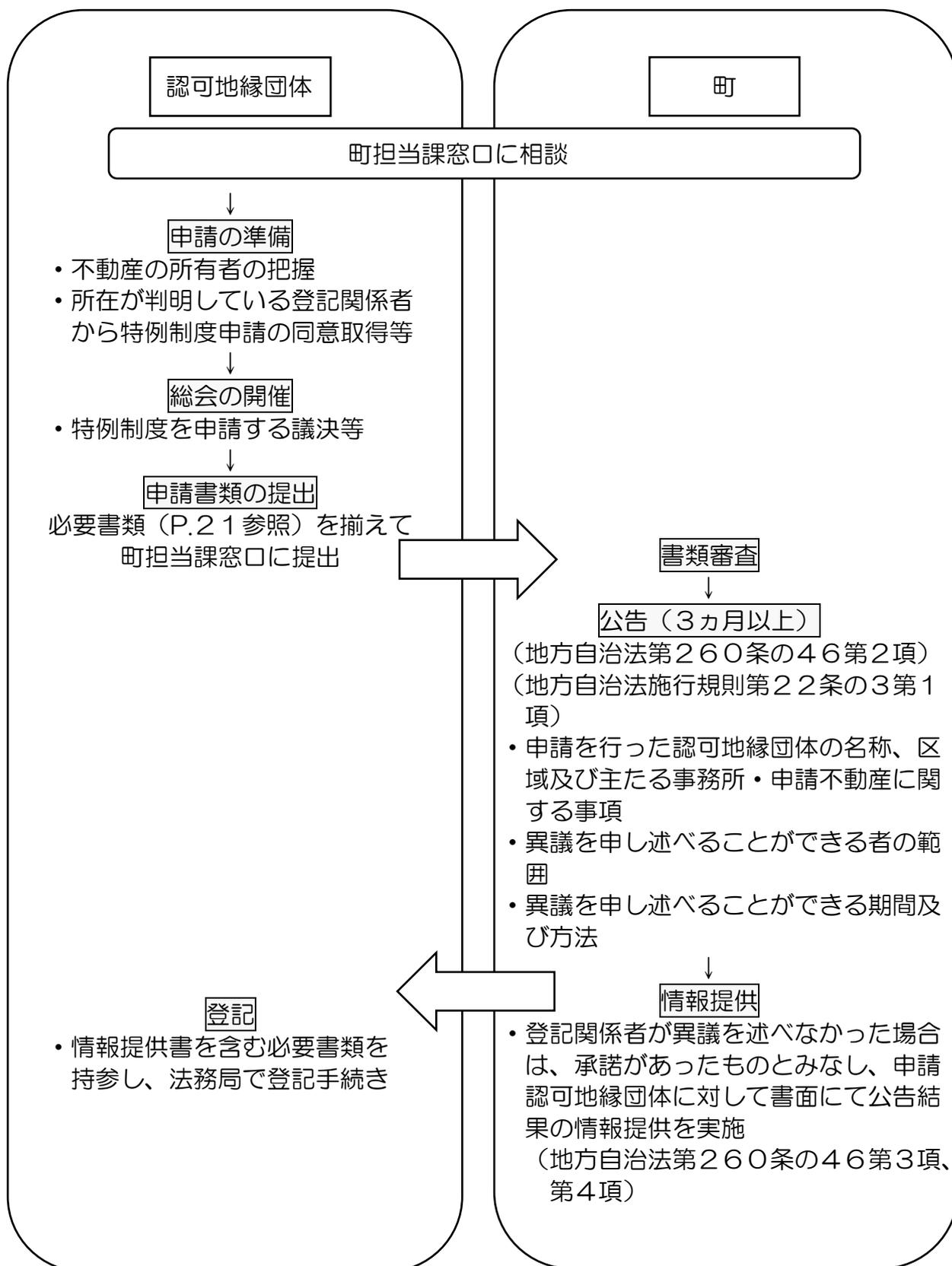
このような状況から、地方自治法の一部改正（平成27年4月1日施行）により、認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例（以下「特例制度」といいます。）が設けられ、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、手続きを経ることにより、認可地縁団体が単独で登記申請を行うことができるようになりました。

（1）特例制度を受けるための要件

次に掲げる4つの要件をすべて満たす場合、特例制度の申請が可能です。
（地方自治法第260条の46第1項）

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
※当該不動産の占有期間については、認可を受ける前の地縁による団体であった期間を含めることが可能です。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
※認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人である不動産は対象外です。
- ④当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。
※登記関係者のうち少なくとも1人について所在が知れない場合には要件を満たすこととなります。ただし、所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例制度の申請を行うことについて事前に同意を得ておくことが望ましいです。

(2) 特例制度申請手続きの流れ



(3) 特例制度申請に必要な書類

(地方自治法施行規則第22条の2の5第1項)

①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 (様式:P.46)

②申請不動産の登記事項証明書

法務局で発行されたもの。(全部事項証明書)

③申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

※令和3年11月26日までに認可を受けた地縁による団体は、認可申請時に町へ提出した保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がある場合は、その目録の提出に代えることが可能です。

④申請者が代表者であることを証する書類

- 代表者選任についての記載がある総会議事録の写し
※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。
- 地縁による団体の代表者の承諾書 (様式:P.33)
※代表者(=申請者)の署名又は記名押印のあるもの。

⑤地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

- 認可地縁団体による当該不動産の所有又は占有に係る事実が記載された事業報告書等

以下の資料

- (1) 公共料金の支払領収書
- (2) 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- (3) 旧土地台帳の写し
- (4) 固定資産税の納税証明書
- (5) 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

※資料の入手が困難な場合は、

- (1) 入手困難な理由書
- (2) 認可地縁団体が当該不動産を所有又は占有していることについて、当該不動産の隣地の所有権の登記名義人や当該不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
- (3) 認可地縁団体による当該不動産の占有を証する写真 等

○当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

• 以下の資料

- (1) 認可地縁団体の構成員名簿
- (2) 町が保有する地縁団体台帳
- (3) 墓地の使用者名簿（当該不動産が墓地の場合） 等

※資料の入手が困難な場合は、

- (1) 入手困難な理由書
- (2) 当該不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面 等

○当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

- 登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書類（不在住証明書）
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 当該不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

(4) 公告に関する異議申し立て

申請不動産の所有権移転等の登記をすることについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。

○必要書類（地方自治法施行規則第22条の3第2項）

- 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式：P.47）
- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他町長が必要と認める書類

異議申し立てがあった場合は、町が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、認可地縁団体にその旨を通知します。（地方自治法第260条の46第5項）これにより、公告による手続きは中止されることとなりますので、認可地縁団体は、町からの通知を受けて判明した登記関係者と協議を行ってください。

年 月 日

猪名川町長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため
認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(添付書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決してことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、兵庫県川辺郡猪名川町〇〇×番□号から××番□□号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、兵庫県川辺郡猪名川町〇〇×番△号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員義務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ×××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、猪名川町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

〇〇自治会総会議事録

1. 開催の日時及び場所 〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後)〇〇時開会
〇〇自治会集会所

2. 構成員開催日現在総数及び総会出席者 総数 〇〇〇人
出席者 〇〇〇人
委任状提出者 〇〇〇人

3. 開催目的並びに審議事項及び議決事項等について

目的 〇〇自治会の地縁よる団体の認可申請を行うことに関する諸事項について

議決する。

総会次第

- (1) 開会 〇〇自治会長
- (2) 議長の選出 〇〇氏
- (3) 議事録署名人の選出 〇〇氏、〇〇氏
- (4) 議事の経過とその結果

第1号議案 〇〇自治会の地縁よる団体の認可申請を行うことについて
—議事の様子を記載—
第1号議案は、出席者の全員をもって、提案のとおり可決した。

第2号議案 〇〇自治会規約制定(変更)について
—議事の様子を記載—
第2号議案は、出席者の全員をもって、提案のとおり可決した。

第3号議案 〇〇〇を〇〇自治会の代表とすることについて
—議事の様子を記載—
第3号議案は、出席者の全員をもって、〇〇〇氏に決定した。

上記は、〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇自治会総会議事録であることを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇〇〇〇〇

議事録署名人 〇〇〇〇〇〇

議事録署名人 〇〇〇〇〇〇

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

地縁による団体の主たる事務所の所在地

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日

猪名川町長 様

代理人の有無

団体の名称 _____

代表者氏名 _____

- 1 代理人の有無
(有 ・ 無)

<有の場合>

職務代行者氏名 _____

住 所 _____

※この場合の「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人および第260条の10の特別代理人のことを指します。

特に該当ない場合は無に○をつけてください。

※委任する事項については、その都度別途委任状を提出してください。

◇地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

年 月 日

猪名川町長 様

地縁による団体の名称

代表者氏名

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無 (有 ・ 無)

有の場合 氏 名 _____

住 所 _____

3 代理人の有無 (有 ・ 無)

有の場合 氏 名 _____

住 所 _____

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

※代理人は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人の両方を含みます。

様式第1号(第2条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町認可地縁団体印鑑要綱第3条の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名称	
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所在地	
	登録者の資格	
	申請者の氏名及 び生年月日	年 月 日 印 日生
	申請者の住所	

代理人による申請の 場合	代理人の氏名	印
	代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この申請は、登録を受けようとする者が自ら手続をしてください。代理人による申請のときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 登録者の資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者の氏名の次には本町において登録されている申請者個人の印鑑を押印するとともに、その個人の印鑑の印鑑登録証明書を添えてください。

様式第6号(第6条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町認可地縁団体印鑑要綱第9条の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

登録されている認可地縁団体印鑑	必要な枚数	枚
	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	登録者の資格	
	申請者の氏名及び生年月日	年 月 日生
	申請者の住所	
代理人による申請の場合	代理人の氏名	
	代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この申請は、登録を受けている者が自ら手続をしてください。代理人による申請のときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録者の資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

年 月 日

猪名川町長 様

交付請求者

住 所 _____

氏 名 _____

地縁による団体認可台帳（写）交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定による台帳の写しの交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求に係る団体の名称 _____

2 事務所の所在地 _____ 猪名川町

3 請求の通数 _____ 通

上記の請求について、地方自治法第260条の2第12項の規定により、交付してよろしいか。

年 月 日

決 裁	課長・ 室長	主 幹	副主幹	係	受 付	受付番号
						年度 No.

年 月 日

猪名川町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

猪名川町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の理由書

〇〇自治会の規約を、次のように変更する。

旧	新
第2条 本会は、〇〇自治会と称する。	第2条 本会は、××自治会と称する。

(理由) 自治会の区域が変更になったため、名称を変更する必要がある。

旧	新
第4条 本会の主たる事務所は、〇〇に置く。	第4条 本会の主たる事務所は、××に置く。

(理由) 旧事務所は手狭になったため、新事務所を利用することとなった。

旧	新
第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) その他役員 〇人 (4) 監事 〇人	第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 ×人 (3) その他役員 〇人 (4) 監事 ×人

(理由) 会員の数が増え、事務量も増えたため、役員の数を増員する必要がある。

.....
.....
.....

以上

年 月 日

猪名川町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称.....

所在地.....

代表者の氏名及び住所

氏 名.....

住 所.....

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、 年 月 日
(猪名川町告示第 号) 付で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 団体の名称

2 区域

3 主たる事務所の所在地

4 清算人の氏名及び住所

氏名.....

住所.....

5 解散事由 (地方自治法第260条の20に規定のいずれか)

年 月 日

猪名川町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称.....

所在地.....

清算人の氏名及び住所

氏 名.....

住 所.....

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が終了したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 清算の内容

2 清算終了年月日

年 月 日

猪名川町長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
 - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
 - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
 - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

年 月 日

猪名川町長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による
手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並び
に異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債
権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさ
せることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を
害するおそれがないことを証する書類

年 月 日

猪名川町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

○猪名川町認可地縁団体印鑑要綱

平成14年6月19日

要綱第37号

改正 平成20年9月19日要綱第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づき町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めるものとする。

(登録者の資格等)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 民事保全法（平成元年法律第91号）第56条の職務代行者
- (2) 法第260条の9の仮代表者
- (3) 法第260条の10の特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25の清算人

2 登録を受けることができる印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体の代表者及び前条第1項各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）であって、印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、町長に申請しなければならない。

(登録申請の不受理)

第4条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (4) その他町長が登録する印鑑として適当でないと認めるもの

(印鑑登録原票)

第5条 町長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録しなけ

ればならない。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 登録者の資格
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) その他印鑑の登録に関して町長が必要と認める事項
(登録事項の修正)

第6条 町長は、法第260条の2第11項の規定に基づく変更の届出があったときは、第8条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、当該届出の記載に基づいて印鑑登録原票の記載を修正するものとする。

(登録廃止の申請等)

第7条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録されている印鑑（以下「登録印鑑」という。）を自ら持参し、町長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録印鑑を亡失したときは、直ちに、自ら町長に届け出なければならない。

(印鑑の登録の抹消)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録を抹消する。この場合において、第1号又は第2号に該当する場合を除き、町長は、当該印鑑登録者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項の規定に基づく印鑑の登録の廃止の申請を受理したとき。
- (2) 前条第2項の規定に基づく登録印鑑の亡失の届出を受理したとき。
- (3) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (4) 認可地縁団体が解散したとき。
- (5) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名に変更が生じた場合で、町長が当該認可

地縁団体の代表者等の登録印鑑を適当でないとしたとき。

(6) その他印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録票を消除するものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第9条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、町長に申請をしなければならない。

(印鑑登録証明書の交付)

第10条 町長は、前条の申請を受理したときは、第5条第1号の印影の写しについて証明するほか、必要な事項を記載し、認可地縁団体印鑑登録証明書として交付する。

(代理人による申請)

第11条 認可地縁団体の代表者は、第3条、第7条第1項若しくは第9条の規定による申請又は第7条第2項の規定による届出について、法第260条の8の規定により、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

(登録申請者等の確認)

第12条 町長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認しなければ、これを受理してはならない。

(閲覧の制限)

第13条 印鑑登録原票その他認可地縁団体の印鑑の登録又は証明に関する書類は閲覧に供しない。

(関係人に対する質問及び調査)

第14条 町長は、印鑑の登録及び証明に関し、必要があると認めるときは、関係人に対し質問をし、又は必要な事項について調査をすることができる。

(実費弁償の徴収)

第15条 町長は、地縁団体印鑑登録証明書の交付にかかる費用を実費弁償として徴収する

2 前項に規定する実費弁償は、地縁団体印鑑登録証明書の交付の際、当該請求者から猪名川町手数料条例第2条第1項第3号別表第3に定める印鑑証明事務に準じ徴収する。

3 既に徴収した実費弁償は、還付しない。

(実費弁償の免除)

第16条 次の各号の一に該当するときは、実費弁償を徴収しない。

(1) 法令の定めるところにより無料で取扱いをしなければならないとき。

(2) 国又は地方公共団体から公務上の必要による請求があったとき。ただし、町長が免除について認めないものを除く。

2 前項各号に掲げる場合のほか、町長は、特別の理由があるときは、実費弁償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月19日要綱第51号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(地縁による団体)

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

(認可地縁団体の規約の変更)

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録及び構成員名簿)

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならぬ。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならぬ。

(代表者)

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならぬ。

(認可地縁団体の代表)

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(代表者の代表権の制限)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の代理行為の委任)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮代表者の選任)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(総会の決議事項)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。)により表決をすることができる。
- ④ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(認可地縁団体の解散事由)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

（認可地縁団体の解散の決議）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（認可地縁団体についての破産手続の開始）

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の認可地縁団体の能力）

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算認可地縁団体についての破産手続の開始)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(裁判所による監督)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(事件の管轄)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人等の報酬)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(認可地縁団体の合併)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

(合併の総会の決議)

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

(合併の債権者保護手続)

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(合併の債権者保護手続終了の届出)

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(合併の設立に関する事務)

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の権利義務の承継)

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の告示)

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

(合併の認可の取り消し)

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
 - 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

(認可地縁団体の不動産登記の特例)

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

（過料に処すべき行為）

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則(昭和22年5月3日内務省令第29号)抜粋

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條 地方自治法第二百六十條の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二條の二の二 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十條の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十條の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十條の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十條の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

附 則 （令和三年八月三十一日総務省令第九一号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年十一月二十六日から施行する。ただし、電磁的方法に関する改正規定は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の地方自治法第二百六十条の二第一項の規定により認可を受けた認可地縁団体に係るこの省令による改正後の地方自治法施行規則第二十二条の二の二第二号の書類は、この省令による改正前の地方自治法施行規則第十八条第四号に規定する保有資産

目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができる。

附 則 （令和五年三月一〇日総務省令第一二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する改正規定は、土地改良法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和五年三月三十一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

発行:猪名川町 地域振興部 地域交流課

〒666-0292 猪名川町上野字北畑11の1

電話:072-766-8783 FAX:072-766-8893

メール:chiiki@town.inagawa.lg.jp